

## わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)の一覧

天理市では、固定資産税等に係る課税標準の特例率について、天理市税賦課徴収条例第61条の2及び附則第10条の2に規定しています。

令和6年4月1日

地方税法	対象資産	適用期間	特例率	適用税目
第349条の3第27項 (都計:第702条第2項)	家庭的保育事業	期限なし	1/2	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
第349条の3第28項 (都計:第702条第2項)	居宅訪問型保育事業	期限なし	1/2	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
第349条の3第29項 (都計:第702条第2項)	事業所内保育事業	期限なし	1/2	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)

地方税法附則	対象資産	取得期間	適用期間	特例率	適用税目	
第15条第2項第1号	公害防止施設	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日	期限なし	1/2	固定資産税(償却資産)
第15条第2項第5号		下水道除害施設	令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日	期限なし	4/5	固定資産税(償却資産)
第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー 発電設備	太陽光発電設備(1,000kw未満)	令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3年	2/3	固定資産税(償却資産)
第15条第25項第1号ロ		風力発電設備(20kw以上)				
第15条第25項第1号ハ		地熱発電設備(1,000kw未満)				
第15条第25項第1号ニ		バイオマス発電設備(認定発電設備に限る) (10,000kw以上20,000kw未満) ※次号に掲げるものを除く				
第15条第25項第2号		バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満) のうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴っ て生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6/7		
第15条第25項第3号イ		太陽光発電設備(1,000kw以上)	令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3/4		
第15条第25項第3号ロ		風力発電設備(20kw未満)				
第15条第25項第3号ハ		水力発電設備(5,000kw以上)				
第15条第25項第4号イ		水力発電設備(5,000kw未満)	令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1/2		
第15条第25項第4号ロ		地熱発電設備(1,000kw以上)				
第15条第25項第4号ハ		バイオマス発電設備(10,000kw未満)				
第15条第28項		水防法に規定する地下街等の浸水防止用設備	平成29年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5年	2/3	
第15条第32項	都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地	平成29年6月15日 ～ 令和7年3月31日	3年	2/3	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)	
第15条第37項	浸水被害軽減地区にある土地	令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3年	2/3	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)	
第15条第38項	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した滞在快適性 等向上施設等	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5年	1/2	固定資産税 (土地・家屋・償却資産) 都市計画税(土地・家屋)	
第15条第41項	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する 雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法等 の一部を改正する法律の施行日 ～ 令和9年3月31日	期限なし	1/3	固定資産税(償却資産)	
第15条第42項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内にあ る土地	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日	3年	3/4	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)	
第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成27年4月1日 ～ 令和7年3月31日	5年	2/3	固定資産税(家屋)	
第15条の9の3	大規模の修繕等が行われたマンション	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1年	1/3	固定資産税(家屋)	